

茨城県働き方改革優良企業認定申請及び認定基準達成状況表記入FAQ

Q1 茨城県に本社が無くても申請の対象となるのか。

A1 従来まで、申請要件は茨城県内に本社又は本店を置く企業(個人,団体を含む)であることが条件でしたが、令和3年4月1日より県内に事業所を置く企業も対象となりました。

Q2 認定は、法人単位なのか事業所単位なのか。

A2 法人単位となります。申請に関する基準、記載も法人単位での実績、取組を記載ください。

Q3 認定に対する有効期間はあるのか。

A3 有効期間は、認定した日から起算して2年となります。

Q4 認定基準が業種によって異なる項目があるが、複合的に事業展開をしている場合どの業種を選択すれば良いのか。

A4 総務省の日本標準産業分類を参考にご判断下さい。
(総務省ホームページ)

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm

Q5 様式第2号茨城県働き方改革優良企業認定基準達成状況表のチェック表、II項目評価の7に平均週労働時間の記載項目があるが、変形労働制をとっているなど週の平均労働時間を算出していない場合はどのように記入すれば良いか。

A5 年間総実労働時間を年間週数で割った、平均週労働時間を算出してください。

Q6 各基準の実績値や取組について、根拠となる資料を添付する必要はあるのか。

A6 虚偽の申請のない旨は、誓約書(様式第3号)にて確認させて頂いておりますので、原則としては、必要ありません。ただし、審査に必要な情報の聞き取りや現地調査、資料の提出を求められることがあります。

Q7 様式第2号茨城県働き方改革優良企業認定基準達成状況表のチェック表、I項目評価の3に「女性、高齢者、障害者、外国人、LGBTなどの多様な人材の活躍に取り組んでいる」との基準があるが、採用していない場合は、そもそも該当しないのか。

A7 多様な人材の活用が進んでいる事も認定基準のひとつとなりますので、該当する方を雇用していない場合、当該項目には該当しないこととなります。

Q8 様式第2号茨城県働き方改革優良企業認定基準達成状況表のチェック表、III.具体的な取組・実績を記載する欄が認定基準に含まれるのか。

A8 認定基準には含まれません。認定後、認定企業を公表する際に、事例として紹介させて頂く場合があります。

令和5年11月30日時点

Q9 様式第2号茨城県働き方改革優良企業認定基準達成状況表のチェック表、Ⅱ. 評価項目【優良企業認定】番号6に総労働時間の記載があるが、有給休暇は総労働時間に含まれるのか。

A9 有給休暇は労働時間には含めず、実労働時間で記載ください。

Q10 推進企業の認定を受けた後に、優良企業認定の基準を満たせるようになった場合、申請を再度する事により、優良企業の認定を受ける事は可能か。

A10 可能になります。

Q11 申請書類の提出後はどのような流れになるのか。何かヒアリング等が行われるのか。

A11 申請書類の到着確認連絡と、記載内容に関するヒアリングを電話にて県労働政策課の担当者より連絡させていただきます。

Q12 様式第2号茨城県働き方改革優良企業認定基準達成状況表のチェック表、Ⅱ. 評価項目【優良企業認定】番号6 (B)の1年間の延べ人数とは何か。

A12 1年間の延べ人数：

(起算日から1年前時点の正社員数) + (起算日の1年前から起算日までに入社した正社員数)

Q13 様式第2号茨城県働き方改革優良企業認定基準達成状況表のチェック表、Ⅱ. 評価項目【優良企業認定】番号9 (B)の3年間の延べ人数とは何か。

A13 3年間の延べ人数：

(起算日から3年前時点の正社員数) + (起算日から2年前時点の正社員数) + (起算日から1年前時点の正社員数) + (起算日の3年前から起算日までに入社した正社員数)

Q14 優良企業の認定を受けるには、推進企業認定の項目1～5までで優良企業の合計点に達しても、6以降の項目も確認する必要がありますか？

A14 あります。6から10+特例の項目についても確認いただき、1項目以上チェックが入る必要があります。